

○深谷秀峰議長 次， 20 番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20 番 宇野隆子議員 登壇〕

○20 番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東日本大震災，東京電力福島原発事故から4年を迎えようとしております。いまだに被災地の東北三県では24万9,000人が避難生活を余儀なくされております。安倍政権は国土強靱化計画によって全国的に大規模な公共事業を実施，経済政策アベノミクスで物価の上昇も加わり，公営住宅が計画数の10%にとどまり，住宅再建のめどもたてられない，こういう状況にあります。

原発事故の福島では，いまだに12万人もの人々が避難生活を余儀なくされております。長引く避難による福島県内の震災関連死が1,800人に上り，大震災の直接死1,603人を大きく上回る深刻な事態となっています。福島原発では漏れ出す汚染水を食いとめることもできず，事故収束どころか，海洋に流水するなど汚染が広がっております。

地方創生と言うのであれば，何よりも被災地東北地方の復興を最優先にすべきです。私はこのことを声を大にして訴えたいと思います。

安倍政権が推し進めようとしている消費税10%への増税，アベノミクス，原発の再稼働，沖縄の巨大新基地建設強行，海外で戦争する国づくりなど，どの問題も国民の多数が明確に反対しております。私はこのような国の悪政と戦い，高齢者や子どもと若者，障害を持つ方が安心して暮らせる常陸太田市を目指す立場から新年度に向けた質問を行います。

最初に，市長の施政方針について伺います。

①として，本市ではストップ少子化，若者定住を重点施策として，「子育て上手常陸太田」をキャッチフレーズに，紙おむつの購入費の助成，保育園・幼稚園の第三子以降の保育料の無料化，新婚家庭家賃助成など県内の中でも先進的に独自の取り組みが進められております。また，新年度からは子どもの医療費助成を高校卒業まで拡大するなど，少子化対策，子育て支援の施策が積極的に取り組まれております。

一方で高齢者に対してはどうかといいますと，消費税の増税やアベノミクスによる物価上昇で受け取る年金が実質的には目減りしているだけでなく，2015年度も0.5%削減されます。介護保険や医療分野においても，安倍政権のもとで社会保障の徹底した給付の抑制と利用者負担が進められております。高齢者の方々が生きがいを持って楽しく安心して暮らせる高齢者福祉事業をこれからも進めると同時に，長生きするなら常陸太田と言われる温かい取り組みを求めたいと思います。

高齢者が気軽に外出できるように，今運行しております市民バスの無料パスの発行，敬老祝い金が現在88歳の方には1万円，99歳になると2万円，100歳になられた方には3万円，届けられておりますが，私はこの敬老祝い金支給年齢を引き下げて，例えば温泉入浴無料券，この常陸太田市には太田の湯，金砂の湯，竜っちゃん乃湯，ぬく森の湯などありますので，温泉入浴無料券の支給，また，市内でのお食事券などの支給，こうした事業を敬老者にメッセージを添えて贈るなど検討してはどうかと思いますけれども，ご見解を伺います。

2点目として，施政方針の中で市長は次のように述べられております。「本市は合併10周年

を迎えたところであり、新年度は国が進める地方創生と同調しながら、新たなまちづくりへの一歩を踏み出す重要な都市であると考えております」。さらに続きますが、「国では少子化、人口減少、地域経済活性化といった地方が抱える課題にさまざまなアイデアをもって対処していく自治体を積極的に支援していくとの方針が示されております。真に地方が元気になるためには国任せの体質を改善し、これまで以上に地方自らが責任を持ち、自らの意思で行動していくことが必要になると考えております」、このように述べられております。

地方創生によって、地方が活気づいて地方振興につながるのか、一層地方の衰退を招くのか、見きわめが求められていると思います。私は、安倍政権の地方創生を掲げる成長戦略で地方の生活と生産の基盤が壊れるのではないかと考えております。その1つは、成長戦略は経済成長最優先であり、社会保障の充実という視点が全くありません。地方で安心した暮らしが保障されないという問題です。

高齢者が受け取る年金が、アベノミクスや消費税の増税による目減りに加えて、2013年には老齢年金、障害年金、遺族年金給付の削減、14年4月には、またまた削減、そして本年度も4月から削減される。生活保護の引き下げや介護保険での介護報酬の削減、医療費負担の増大など、地方で安心して暮らしていける生活基盤が壊れることです。

2つ目には、日本の99%を占める中小企業、零細企業をアベノミクスが直撃し、昨年4月の消費税増税が追い打ちをかけております。さらに消費税の10%への引き上げで苦境に立たされ、地方経済は衰退を起こすことが必至です。

さらに、TPPに参加すれば、常陸太田市は農業を基幹産業としておりますが、農業だけでなく、金融、医療、雇用などあらゆる分野でダメージを受け、特に地域経済への影響は深刻です。このように地方創生は政策の整合性に欠け、矛盾に満ちております。市町村合併同様に地方創生も一層の財政悪化も懸念されます。

2015年度中に地方総合戦略を策定していくことになっておりますが、政府に依存せず、自らの意思で市民のために行政を行う必要があると思いますが、市長のご所見を伺います。

3点目に、所得の低い人ほど負担率が高くなる消費税の増税、消費抑制と格差を広げるだけです。2017年度から税率10%への引き上げ中止を市長が国に求めていくことを求めますが、ご所見を伺います。

2番目に、東海第二原発について伺います。

1点目は県の最終避難計画案についての見解と本市の具体化について伺います。

東海第二原発の事故に備えた広域避難計画策定で、茨城県が2月6日、計画の最終案を県地方防災計画改定委員会原子力災害対策検討部会に示しました。この広域避難計画は、30キロメートル圏内に義務づけられた市町村の避難計画策定のガイドラインとなるものですが、改めて示された当市の避難先が太子町、県内となっております。しかし県内の避難先市町村は協議調整中とのことです。避難経路も地震などの複合的な被害が想定されていないなど実効性が乏しい内容になっています。

県の計画案に対するご見解と本市の具体化について伺います。

2点目は廃炉について伺います。

私はこれまで30キロメートル圏内に100万人近い住民が住んでおり、計画を作っても安全に避難することは全く不可能であり、廃炉にすることこそが最大の原子力防災であること、私が昨年行った市民アンケートでも500人を超える回答がありましたが、このうちの70%の市民の方が、東海第二原発の再稼働反対、廃炉を望んでいること、東海第二原発が電力を供給している東京電力管内において電力不足は生じていないこと、日本原電の使命は福島原発汚染水対策への援助や原発廃炉技術の研究にこそあることなどを挙げて、5万人以上の常陸太田市民の命を守るために再稼働は認めない、廃炉を求める立場で、ぜひ市長にはリーダーシップを発揮してほしいと思いますけれども、市長のご所見を伺います。

3番目に、防災対策と自治体の役割について地域コミュニティとの連携・協働について伺います。阪神・淡路大震災から20年、東日本大震災、福島原発事故から丸4年となる今、これらの災害の教訓を踏まえ、災害に強い社会、地域づくりを進めることは、全ての人々の願いとなっております。今日、地球的な気候変動の進行が指摘されている中で、豪雨、豪雪、台風等の大型化、地震や火山の巨大化、頻発化などが懸念されております。安倍政権のもとで進められている原発再稼働や、無秩序な都市開発も新たな災害危険性を高めることにつながります。

他方で、少子・高齢化や過疎化、農業、中小企業など地域産業の衰退、貧困化、そして行政予算の削減などのもと、地域の防災力の低下が懸念されております。このようなもとで災害に強い地域づくりは重要な課題であり、財政面や制度整備面での国の責任とともに、自治体の役割が重要です。防災対策は災害発生後の応急対策から未然防止対策への転換が重要です。地域防災力は地域社会それぞれが抱える防災課題に、自治体、地域住民の双方が取り組むことによって強化されると言われております。

そこで1点目は地域ごとの災害危険の実情、想定される災害の様相の情報提供について伺います。

災害危険情報として各種のハザードマップが作られております。ハザードマップは確かに地図上に危険エリアが表示されておりますが、何をしたら効果的なのかを考える手がかりがないというのが現状だと思います。自治体としては、少なくとも町内単位で災害危険の実情、それによって想定される災害発生の様相を調査・整理して住民に提供することが重要だと思いますが、ご所見を伺います。

2点目はコミュニティの自主的な防災学習、点検活動の支援についてです。

現在、防災分野における自治体と町内会、自治会との関係は、年に一、二回の防災訓練や出前講座の開催、あるいは自主防災組織への支援、防災備品等の支援、そして広報紙やパンフなどによる防災知識、身の回りの備えの普及などが実施されております。それに加え、地域として地形や地質・基盤などの自然条件、地区の人口、年齢構成また地域を構成する道路、公共施設、住宅の状況、ライフラインなど地域社会の実情や災害危険との関係、さらに過去の災害被害を地域住民と一緒に学習すること、これが基本になると思います。その上で自分の住んでいる地区内を実際に巡回して学習した町並みの実情を確認して、地区内における危険箇所、安全な場所などを点

検する活動が重要です。

こうした地域活動に町内会や自治会が積極的に取り組めるように自治体として資料の提供、公費による専門化の派遣や紹介などを支援することも重要だと思いますが、ご見解を伺います。

3点目は、防災まちづくり活動への枠組みの整備について伺います。

自治体は、地域社会の防災力を強化する上で、自治体と住民組織が連携して共同して防災まちづくりを継続的に推進するために、防災まちづくりの枠組みを、独自の制度を整備することが重要だと思いますけれども、この点についてもご見解を伺います。

4番目に、介護保険について伺います。

最初に介護保険料について、①介護給付費準備基金の取り崩しと一般会計からの繰り入れで値上げを抑制することについて伺います。

本市は新年度4月から始まる第6期介護保険計画で第一号被保険者、65歳以上の方ですけれども、この介護保険料を現在の基準月額4,240円から640円アップの4,880円、値上げ率15.1%となりますけれども、これは2月の全員協議会の中で説明されました。暫定的で、議会最終日に保険料が提案されると、このように伺っております。今でも介護保険料の負担が大変重く困っているときに、今以上引き上げられることになれば高齢者の生活は一層脅かされます。

介護給付費準備基金、支払準備基金ですけれども、この活用や一般会計からの繰り入れで保険料の値上げを抑制すべきではないかと私はこれまで求めてきましたけれども、この支払い準備基金からの取り崩しと一般会計からの繰り入れは、どのような考え方のもとで保険料の抑制に反映されたのか伺います。

次に、介護保険改定について伺います。4点あります。

厚生労働省が2月6日介護保険制度で介護サービス提供事業者に支払う介護報酬の4月からの改定額を決定しました。介護報酬は3年に一度改訂されておりますが、今回は報酬全体で2.27%引き下げられました。これは2回連続の実質マイナス改定です。今回は介護従事者の処遇改善の特別な加算を含んでいるため、その上乘せ分を除けば4.4%と、文字どおり過去最大規模の引き下げとなります。

特別養護老人ホームやデイサービスなどへの報酬を大幅に引き下げるなど安心できる介護の充実を求める国民の声に逆行する内容です。介護現場からは利用者にも従事者にも事業者にも大きな損失をもたらすと批判の声が上がっております。軽度者を切り捨てる介護改悪、報酬削減は早期発見・治療が必要な認知症の対策にも完全に逆行するものです。

1点目として、4月からの介護報酬引き下げの影響と介護従事者の処遇改善について伺います。

現在、介護現場の人材不足が深刻なのは低過ぎる賃金、高齢者の尊厳を大切にしたいと初心を生かせない労働環境など、労働条件が劣悪だからです。この問題を放置しては、幾ら人材不足でも、介護が雇用を生み出す場にはなりません。介護従事者の労働条件の改善は介護を利用している人の生活と人権を守るためにも、極めて重要で正当な社会的評価を受けて働けるようにすることが必要です。4月からの介護報酬引き下げが介護現場の低賃金と慢性的な人手不足を加速させることにならないか、その影響が懸念されますが、ご見解を伺います。

②として要支援１，要支援２サービスの地域支援事業への移行見直しについて伺います。

③にはＮＰＯ，ボランティア及び専門職などの人材育成，人材確保について伺います。

多様なサービス確保について見通しがつかない理由として，ＮＰＯ，ボランティアの育成には時間が必要です。専門職の人材確保が難しいといった意見が自治体からも寄せられているそうです。本市の人材育成，人材確保の取り組みについて伺います。

４点目に，認知症の介護保険制度改定に伴う影響と課題，市の対策について伺います。

厚労省は今後の目指すべきケアは，危険の発生を防ぐ早期事前的な対応に基本を置くとして，一歩前進する対策を講じようと「介護保険法」の地域支援事業に位置づけて，認知症初期集中支援チームの設置や認知症地区推進員の設置を挙げております。

本市でも第６期高齢者福祉計画で認知症施策の推進の事業として，認知症に対する知識の普及・啓発，認知症家族介護者支援，訪問介護サービスによる在宅サービス，在宅サポートの推進体制の構築を挙げておりますけれども，介護保険料の地域支援事業として具体的にはどのように推進していくのか，また，認知症の予防・早期発見・診断・対応を進めるために医療機関の知見の活用も課題だと思います。認知症の介護保険制度改定に伴う影響と課題，市の対策について，ご見解を伺います。

５番目に，就学援助制度について伺います。

１点目として，「子どもの貧困対策法」について，「子どもの貧困対策法」における教育の支援についての認識について伺います。

親の低収入や失業，離婚，死去などによる経済状態の悪化などがもたらす子どもの貧困をどう解決していくのか。子どもの約６人に１人，貧困率１６．３％と過去最悪を記録する，日本社会が突きつけられている深刻な大問題です。

昨年，国会において全会一致で成立した「子どもの貧困対策法」は，事態打開の第一歩となるものです。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備などのため，教育，生活，経済的支援などの施策づくりを国や地方自治体の責務としております。

教育の支援では重点施策の１つとして就労支援の充実が挙げられておりますが，「子どもの貧困対策法」における教育の支援についてのご認識についてご所見を伺います。

２点目に就学援助制度の利用・充実について伺います。

１点目は２０１５年度の新年度の認定基準についてです。４月に３回目となる保護基準引き下げが実施されます。これに伴って就学援助受給世帯への影響が生じるのか，本市の２０１５年度の認定基準について伺います。

２点目は，眼鏡購入費，卒業アルバム代，ＰＴＡ会費への補助対象品目の充実，そして入学準備金の増額について伺います。

眼鏡購入費への補助についてはこれまでも取り上げてまいりました。平成２５年３月１日現在，眼鏡に関する状況調査では，小学校では就学援助児童のうち視力０．６以下の眼鏡を必要としている児童が２３名いるわけですが，そのうちの１０人，４３．５％が眼鏡をかけてない，買えないということです。中学校では生徒３２人のうち５人，１６％がかけていないという結果でした。

これは、まず眼鏡が買えない、一度買っても学校を卒業するまで使えるものでもなく、何度か買い換えなければならないということもあるということを指摘して、眼鏡購入費への補助を求めたのに対して、眼鏡は個別的なものであり、共通の費用ではないので支援の対象外と、このような答弁でした。

眼鏡は就学上、どうしても必要なものであり、全国でも急速に補助する自治体が増えております。医療費の一部として補助している自治体もあります。1つは、この眼鏡購入費の助成について伺います。

もう一つは卒業アルバムです。修学旅行などの大切な思い出でもあり、修学旅行費と同様に卒業アルバム代も補助対象品目として求めたいと思います。PTA会費も同様です。

また、本市では小学校・中学校の入学準備金も補助しております。小学校で2万470円、中学校で2万3,550円となっております。消費税もアップされて、大変物価も上がっている中で、私は入学準備金の増額を求めたいと思いますが、ご所見を伺います。

最後、6番目ですけれども、小中学校の環境整備について、小中学校のエアコン設置について伺います。

最近の猛暑は異常であり、学習に集中できる環境を作ることや子どもたちの健康を守る上からもエアコン設置を求めてまいりました。2013年度の答弁では、夏の市内の小中学校の気温の状況は6月、7月、9月の各学校の職員室前の廊下で午前中に測定した結果、小中学校25校で最も高い気温が6月で32度、7月で34度、9月で33度、各学校の各月の最高気温の平均が6月は26.6度、7月は29.0度、9月は30.3度となっている。現在、学校施設の耐震化を優先的に実施していくということで、普通教室への空調設備の整備は気温の上昇状況を見ながら今後の研究課題だと、このような答弁でした。さきの答弁の中でのデータは職員室の前の廊下であり、しかも午前中に測定しております。子どもたちのいる教室、これはもっと高いことが考えられます。

また、子どもを甘やかしたり、体を鍛えられないと、こうした意見も私がエアコン問題を取り上げたときにも耳にいたしましたけれども、私はそうしたときに、体を鍛えるなら教室での学習時ではなく、体育、スポーツクラブ、遊びや家の手伝いなどで十分体力を付けることができる、このような話をしてきました。

茨城県の学校のエアコン設置率は、小中学校普通教室で現在23.5%となっております、これは関東一都六県の中ではいずれも最下位となっております。その中でも既に10年近くになりますけれども、牛久市では小中学校に設置され、また新年度からは取手市が小学校全校に設置し、来年度、中学校の設置を計画している。また、隣の太子町でも小中学校に設置することが決まり、春休みに設置工事をするということになっております。

文部科学省は、望ましい教室の温度は夏で25度から28度として、エアコン設置費用の3分の1を補助しております。学校施設の耐震化がようやく終了したわけですから、財政調整基金なども活用して、整備計画を立てて、小中学校へのエアコン設置、このことを強く求めますけれども、ご所見を伺います。

以上で1回目の質問とします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 何点かご質問をいただきましたが、その中でまず初めに、高齢者などに対します福祉施策をもっと充実をさせてはというご質問でございます。基本的に高齢者の福祉政策につきましては、第6期の高齢者福祉計画を基本として推進を図ってまいります。

その他の高齢者施策といたしましては、これまでも人間ドックや脳ドック、あるいは肺炎球菌予防接種に対する助成等々を行ってまいりました。それ以外に、いわゆる福祉バス等の運行、さらには乗合タクシー等の運行、これは高齢者の皆さんの利用率が極めて高い事業でありますけれども、それ以外の市民バス等々も含めて行ってきたところであります。また、高齢者の方が住みなれた自宅で生活をしていく上で、一番困りますのが日常の生活物資の買い物等でございます。これらにつきましては、今、社会福祉協議会が実行しております買い物支援のボランティア活動等々も普及が進んでまいりましたところです。あわせて民間の商店等においても移動販売事業等が今積極的に行われるような状況になってまいりました。

しかし、生活をしていく上で、いわゆる、ごみの処理についてはどうかという観点から見ますと、ごみの集積場へのごみ搬出が困難な高齢者の方も増えてきているところであります。先般、町会長さんの代表の方といろいろ話し合いをさせていただきまして、今後これらにつきましても手を打っていく必要があるということから、地域で協力支援する集積場へのごみ出し等についても仕組みを作っていく必要があるというふうに考えているところであります。

さらに、今議会の補正予算についてであります。地域住民生活等緊急支援のための交付金事業というのがございまして、この中で、臨時的なものとなりますけれども、高齢者が購入した場合にプレミアムが一般よりも多くなる、そういうプレミアムの商品券の発行を予定しているところでございます。

次に、施政方針の中の地方創生に対する市長の考え方というお尋ねがございました。

本格的な人口減少社会が到来する中で、地方を取り巻く状況につきましては、近年一部において地方への回帰現象、あるいは若者の地元思考があらわれてはおりますものの、長期にわたる都市部への人口移動に加えまして、少子化による人口減少が進んでおりまして、大変厳しい状況にございます。

こうした地方の現状を踏まえまして、国において地方創生の取り組みが進められておりまして、国が策定した今後5カ年の総合戦略によりますと、地方に若者の安定した雇用を確保し、地方の人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中の流れをとめることを目指しているところでございます。特に若い世代が安心して働き、安心して結婚し、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援や企業の地方移転の促進など、地方の活性化対策に早急に取り組むこととされておりまして、これらを勘案して、地域における人口動向の分析、将来展望を示す地方人口ビジョンと、それをもとに今後5カ年の目標施策の基本的方向性、あるいは具体的施策を提示する地方版総合戦略を策定していくこととなっているところでございます。

今年は地方創生に向けた取り組みが本格化する年になりますが、大切なことは、あくまでも地方が自ら考え、責任を持って行動していくことでありまして、それぞれの地域の特性に即した地域課題の解決、あるいは活性化に自発的に取り組んでいく必要があると考えております。もちろん、それぞれの地方の総合戦略に対して、それをよしとするものについては国の支援があることは事実でございます。国におきまして、少子化や人口減少、地域経済活性化といった地方の諸課題に意欲的に取り組む自治体に対して積極的に支援をしていくことが示されております。今般の地方創生に向けた取り組みは国と地方が連携協力することでなし遂げられるものでありまして、市といたしましても、若者が将来にわたって夢や希望を持てる地方の創生に向けて総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、消費税率の引き上げについてのご質問がございました。

消費税率の引き上げにつきましては、市民生活にさらなる負担を生じ、家計に影響を与えるものであります。しかし、少子・高齢化社会を迎え、消費税率を段階的に引き上げることにつきましては、将来的な社会保障の維持と安定充実を図るためのものでありまして、加えて世代間の公平性を考慮いたしますと、今回、経済状況を勘案し、10%への改正は見送られましたけれども、いずれは必要な措置であると考えているところであります。

次に、東海第二原発についての避難計画等々についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、県から示されております避難計画案につきましては、今月開催されます県の防災会議において決定し、課題につきまして引き続き検討を行い、順次修正を行っていくものとなっております。県計画におきまして課題として残されました、県外避難先の調整や複合災害への対応などにつきましては、避難への安全性や実効性の向上を図っていくために早期の修正を求めてまいりたいと考えておりますが、県計画が決定されますれば、その計画に基づき整合性を図りながら課題の抽出、検討を行いますとともに、本市の避難先となります太子町や福島県の市町村との協議調整を進めまして、市計画の策定をしてまいりたいというふうに考えております。

2点目の東海第二原発の廃炉についてでございますが、広域避難計画につきましては、発電所の稼働のいかんを問わず、その策定が求められているところでございます。また、発電所の再稼働や廃炉の判断につきましては、施設の安全対策としての新規制基準適合の審査や原子力所在地首長懇談会において覚書を締結をし、要求をしておりますけれども、安全協定の見直しなどの課題が残っておりますことから、今はこれを判断する時点ではないというふうに思っておりまして、これらを完了した時点において判断をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、現時点で、当然のことながら、再稼働について同意をするものではございません。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 防災対策と自治体の役割についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の地域ごとの災害危険の実情と想定される災害の様相の情報提供についてでございますが、災害に対しまして減災をしていくためには行政の対応だけでは限界がありますことか

ら、自助、共助の促進といたしまして、自主防災組織の設立、活動をお願いをいたしまして、現在100%の組織率となっているところでございます。

このような中で、市といたしましては、ハザードマップを作成・配布を行いまして、洪水や土砂災害に関する情報のほか、過去の災害状況などにつきましても聞き取りを行いまして、マップへ反映させ、情報の提供を行っておるところでございます。さらに、マップ作成後に発生をいたしました災害につきましましては、その状況などのデータを収集いたしまして、これらの情報を提供してまいりたいと考えておるところでございます。また、自主防災組織の活動といたしまして、地域内の危険箇所などを把握しながら、防災マップを作成することを推奨いたしておりますので、ハザードマップや今後配布してまいります活動マニュアルを参考にいただき、マップ作成などの活動に活用していただければと考えているところでございます。

2点目のコミュニティの自主的な防災学習点検活動の支援についてでございますが、これまで専門的な知識を有します講師を招いてのリーダー講習会の実施や、自主防災会などが主催をいたします研修会におきまして、依頼によりまして職員が出前講座などを行ってきているところでございます。今後におきましても、防災訓練などを含め、自主防災会の活動に対しまして要望に応じ支援を行ってまいりますとともに、知識の普及・形成に努めてまいります。

なお、地域内の点検につきましましては、防災マップの作成を推奨いたしているところでございます。この中におきましては、学習、点検について職員のほか、専門的な者の派遣などについて、要望に基づきまして、県などの協力を得ながら紹介等をして、支援を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

3点目の防災まちづくり活動への枠組み整備についてでございますが、市の公共インフラ等の整備につきましましては、災害に強いまちづくりとして、市の総合計画におきまして推奨しているところでございます。また災害時の対応におきまして重要な施設につきましましては、災害を考慮しながら市の機構が維持できますように整備に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 介護保険料についてのご質問で、介護給付費準備基金の取り崩しと一般会計からの繰り入れで値上げを抑制することについてのご質問にお答えをいたします。

まず、第6期の高齢者福祉計画における第一号被保険者の介護保険料につきましましては、国が示す介護報酬改定率の見直しのおくれなどにより、その算定作業がおくれておりましたが、今議会の最終日に、追加議案といたしまして、介護保険料改定に係る介護保険条例の一部改正の議案を提案させていただくことといたしておりますので、よろしくご審議のほどをお願いをいたします。

この介護保険料改定に当たりましては、介護保険支払準備基金の今年度末残高予定額の70%に当たります3億円を取り崩すこととし、保険料の上昇の抑制を図ることといたしました。これによりまして、第5期の保険料の月額4,240円に対しまして、第6期は月額4,810円となりまして、これらを比較いたしますと、上昇率は約13%、額にいたしますと570円の増にとどまったことになりまして、県平均を大きく下回り、県内保険者の中でも低額にとどまることがで

きたものと考えております。

また、一般会計からの繰り入れにより介護保険料の上昇を抑制することについてでございますが、「介護保険法」の中で、介護保険の費用負担につきましては、65歳以上の第一号被保険者の保険料が、平成27年度は22%、市町村負担12.5%といったように、それぞれの負担割合が定められておりまして、これを超えての一般会計からの繰り入れは行わないよう、国県から厳しく指導されております。

また、一般会計の予算は、高齢者だけでなく、赤ちゃんから大人まで広く全市民のための予算でして、一般会計から決められた率以上の繰り入れを行うことにつきましては、高齢者へは手厚い配慮ということが言えますが、一方ではその分、若い人たちに対する施策を縮小させることにつながりかねませんので、他自治体同様、本市におきましても行わない考えでございます。

そのような考え方に基きまして第6期の介護保険料を算定いたしました。今後、さらなる高齢化の進展等に伴いまして、介護費用の増加や保険料負担水準の上昇が避けられない状況にありますので、持続可能な介護保険制度を構築することによりまして、高齢者が安心して暮らし続けられるような社会の実現を図るために、ご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、4月からの介護報酬引き下げの影響と介護従事者の処遇改善についてのご質問にお答えをいたします。

介護報酬は3年に一度見直しが行われ、今回の改定では基本報酬であるサービス利用単価が4.48%の引き下げになりました。

その一方で、介護職員処遇改善加算が1.65%の引き上げとなり、また認知症や中重度の介護者に対するケアを行う事業所に対しましては0.56%引き上げられたことによりまして、報酬全体といたしましては2.27%のマイナス改定となりました。一方、介護従事者の処遇改善につきましては、介護職員処遇改善加算が、先ほど申し上げましたように1.65%引き上げられることによりまして、国では月額1万2,000円程度の賃金の引き上げがなされるものと想定しておりますので、一定の改善が図られるものと考えております。介護報酬の引き下げによりまして影響でございますが、介護給付費の縮減や利用者負担の軽減につながるものと考えております。

また、サービスの低下が懸念されるのではということでございますが、市が指導監督の権限を有しておりますグループホームなどの地域密着型サービス事業者に対しましては、これまで適切なサービスが提供されているか否か、定期的に実地指導を行っておりまして、引き続きそうしたチェック機能を果たすことで、サービスの質の低下につながらないよう留意してまいります。また、県が指導監督する市内の事業所等につきましても、必要に応じて県と連携を図りながらサービスの質の確保に努めてまいります。

続きまして、要支援1・2サービスの地域支援事業への見直しについてのご質問にお答えをいたします。

地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業の実施時期につきましては、今回の介護保険制度改正におきましては平成27年4月からとされているところでございますが、サービス事業所等、関係機関との協議・調整など一定の準備期間が必要でありますので、その実施を平成29年

4月まで猶予されてございます。

本市といたしましては、事業開始に向けまして新たな生活支援サービスの担い手となるNPOやボランティアなどの地域資源の把握や発掘、新たなサービス内容の検討など、今後、猶予期間を活用いたしまして、準備作業を進めていかなければなりませんので、平成29年度までに円滑に移行できるよう進めてまいりたいと存じます。

続きまして、NPOボランティアの育成及び専門職の人材確保についてのご質問にお答えをいたします。

介護予防日常生活支援総合事業につきましては、既存の介護事業所によるサービスの提供に加えまして、NPOやボランティアなどの地域の多様な主体による生活支援サービスの提供が必要となってまいりますので、既存の団体等も視野に入れながら、ボランティア等の養成、発掘に努めてまいります。なお、NPOやボランティアによるサービスにつきましては、介護専門職を必要としない生活支援サービスを提供していくこととなります。

続きまして、認知症の介護保険制度改定に伴う影響と課題、市の対応についてお答えをいたします。

今議会の赤堀議員、井坂議員の一般質問でもお答え申し上げましたが、「介護保険法」の改正によりまして、平成30年度までに認知症初期集中支援チームの設置及び認知症地域支援推進員の配置を行うことになります。これらの支援体制を整備する上での課題につきましては、従事する人材、職員の確保が挙げられます。

医師や保健師、看護師等が従事することになりますが、それぞれ単にそれらの資格を有するだけではなく、臨床経験年数や国の定める研修を修了し、県試験に合格した者であることなど資格の要件が求められておりますので、医師会あるいは地域包括支援センター等と連携を図りながら人材の確保に努め、支援体制の整備を図ってまいります。

○深谷秀峰議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 就学援助制度についてのご質問のうち、まず「子どもの貧困対策法」における教育の支援の認識についてのご質問にお答えいたします。

「子どもの貧困対策法」は、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して、国を挙げて子どもの貧困対策を切れ目なく講じていくことを目的とするもので、経済的な格差が広がりつつある今の社会において、大変に意義深いものと考えております。

法律の中で、教育支援として、国及び地方公共団体は、就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な対策を講ずると規定されており、市としましてはこれまで同様、着実にその責務を果たしていきたいと考えております。

市ではこれまでも、子どもが安心して学校生活を送れるよう、保護者の負担軽減を図るための就学援助や市奨学資金貸与制度などの経済的支援を実施しているところでございます。また、児童生徒の家庭環境により学習成果が影響を受けることがないよう、チームティーチングのための教師を配置したり、学びの広場などを実施することにより、きめ細かな学習指導をしたり、また、

学校生活不適應の児童生徒に対してはスクールカウンセラーの支援を行うなどの対策を実施してきております。市としましては引き続き就学の援助、学資の援助、学習の支援等の教育支援の責務を着実に果たすとともに、その充実を図り、就学支援の必要な児童生徒が健やかに成長できる環境の整備を推進してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度の利用充実についてのご質問にお答えいたします。

初めに2015年度の認定基準についてでございますが、まず要保護は、「生活保護法」による保護世帯であることが認定の基準となります。準保護は、市民税が非課税であることや、市民税個人の事業税、固定資産税、国民年金保険料が減免されていることなど8つの基準のほか、保護者が病気療養中で働けないなど、あるいは両親とも働いているものの収入が少ないなど生活が困難な状態にある世帯について、一定の基準を設け認定の対象としております。

生活が困難な状態にある世帯につきましては、その世帯の収入が生活保護基準額の1.5倍以内であることを基準に、準要保護に認定することとしております。

平成25年8月に国は、生活保護適正化の観点から生活保護基準額の引き下げを行っておりますが、生活が困難な状態にある世帯の判定に当たって、その引き下げられた基準を適用しますと、これまで就学援助を受けていた世帯が支給対象から外れることがあるため、本市においては「生活保護法」改正前の生活保護基準額の算定方法を適用し、準要保護認定に影響が及ばないよう配慮していく考えでおります。

次に、眼鏡、アルバム代、PTA会費の品目の拡充と入学時の援助費の増額についてお答えいたします。

現在、市では就学援助費として、学用品費、通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、給食費、医療費を援助しております。眼鏡の購入費及びアルバム代を補助対象に入れることにつきましては、眼鏡は生活上必要ではありますが、個別なものであり、卒業アルバムつきましても個人的なものであるため、平成24年4月から、中学生以下の子どもがいる世帯に対しまして、新しい児童手当制度により児童手当が毎月支給されており、児童手当を利用するなどして保護者負担にさせていただきたいと考えております。なお、PTA会費につきましては、関係機関、部課との調整を図りながら、今後検討してまいりたいと考えております。

また、進学時児童生徒学用品費でございますが、現在市では国の要保護児童生徒援助費補助金の単価を基準に、小学校入学時に1人当たり2万470円、中学校進学時に同じく1人当たり2万3,550円を支給しております。新入学児童生徒学用品費は国の基準に沿って支給しているため、現行どおりとさせていただきます。

次に、小中学校の環境整備について、エアコン設置についてのご質問にお答えいたします。

これまで夏の猛暑対策といたしましては、環境省から出されております熱中症予防マニュアル等を活用し、適切な換気や児童生徒の健康観察の徹底、小まめな水分補給、ミストシャワーの設置などの工夫を講じてきているところであります。

普通教室へのエアコン整備につきましては、近年の地球温暖化による気温の上昇や学習面、健康面、財政コスト等への影響を勘案しながら、慎重に検討していくことが必要であると考えてお

ります。学校の教育環境整備につきましては、本年度で耐震工事が完了し、今後は老朽化した校舎の大規模改修の施設の整備を予定しておりますが、普通教室へのエアコン整備につきましては、平成27年度に設置を予定しております常陸太田市学校施設検討協議会において、小中学校の適正規模の検討とあわせて、エアコンの整備についても検討してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 宇野議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 2回目の質問を準備してきましたわけですが、持ち時間が残すところ2分ということでもありますけれども、続けたいと思います。

市長の施政方針の中で、私は地方創生の問題を取り上げまして、同調していくと、その中でまちづくりというようなことが述べられました。私は、その点で地方創生にはどういう問題が含まれているのかということ述べさせていただきました。

今、地方も、そして国民の暮らし、市民の暮らしも大変疲弊している。それは何が要因なのかといいますと、先ほど言いました消費税増税、TPP推進、あるいは社会保障費の削減、こうしたものが挙げられるわけで、そういう要因を国が取り除かないで、それはそのままに進めながら、地方が元気を出すために地方創生だ、地方創生だと言っておりますけれども、やはり常陸太田市では何が本当市民のために、また市政の活性化のために必要なのか、よく見きわめて進めてほしいと思いますが、市長のご答弁お願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 市長。

○大久保太一市長 地方創生に関しては、私は国の施策にのっとって大いに積極的に進めるべきだと思います。そうじゃないだろうという宇野議員さんのご意見の中に、消費税増税の課題が入っておりますけれども、消費税増税につきましては、ご案内のとおり、これからの社会保障制度をどうしていくんだと。その財源が枯渇をしてきている、したがって年金等についても引き下げの方向である。それらがひとつありますこと、加えて国の借金といいますか、国債の残高がすごい状況に今なっている。それらを考えましたときに、消費税増税はその借金を肩がわりにするわけではありませんけれども、社会保障制度は継続・持続していくべきだという観点から、増税はやむなしというふうに判断をしております。

なお、申し添えますけれども、先般、総務省に参りまして、当市が毎年行っております特別交付税を要望してきました。その中で何がその特別な事由に当たるのかということで、これまでやってまいりました少子化人口減少対策、あるいは地域の活性化等々についてご説明を申し上げましたところ、局長クラスからは、まさに地方創生の先取りの事業をやっているように理解できますねと、そんなお話をいただいております、何とか少しでも元気ができるような市政運営ということで、地方創生に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。